

公 告

公 告 第 475 号

令和 6 年 10 月 1 日

大和ハウス工業健康保険組合
理事長 香曾我部 武



令和 6 年 9 月 5 日付大和健発第 65 号をもって、近畿厚生局長宛に認可申請したところ、令和 6 年 9 月 27 日付近厚発 0927 第 65 号をもって認可があったので、公告する。

■組合規約 新旧条文対照表 (別添)

新旧条文対照表

新	旧
(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区 (以下略) 太田鉄工株式会社 埼玉県日高市 <u>大和ライフリンク株式会社</u> <u>広島県広島市</u> <u>株式会社ナサホーム</u> <u>大阪府大阪市北区</u> <u>大和ハウスウッドリフォーム株式会社</u> <u>東京都渋谷区</u>	(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区 (以下略) 太田鉄工株式会社 埼玉県日高市
(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。 大和ハウス工業株式会社 (以下略) 太田鉄工株式会社 <u>大和ライフリンク株式会社</u> <u>株式会社ナサホーム</u> <u>大和ハウスウッドリフォーム株式会社</u> (以下略)	(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。 大和ハウス工業株式会社 (以下略) 太田鉄工株式会社 (以下略)
附 則 この規約は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。	